

京都大学環境安全保健機構健康管理部門/健康科学センターにおける 学生・職員の方々の個人情報の取扱いについて

平成17年4月1日(平成30年7月17日改訂)

当部門(保健診療所を含む)/センターでは、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等の法令に基づき、個人情報の取扱いには細心の注意を払っております。当部門(保健診療所を含む)の業務によって得られた個人情報は下記の目的のみに利用することとし、医師・看護師はじめ当部門/センター職員の守秘義務を再確認するとともに、個人情報の保管方法も厳重にして漏洩のないよう万全の体制をとっております。

1. 当部門(保健診療所を含む)で保有する個人情報の利用目的

- 診療および保健指導
- 健康診断書および健康に関する各種証明書の発行
- ご家族への病状の説明(医療上必要と認められた場合に限る)
- 本学学生総合支援センターおよびその他の関係部署との連携(医療上必要と認められた場合に限る)
- 委託機関への基礎資料提供(業務の遂行に必要なものに限る)
- 他の医療機関への紹介、ならびに医療機関からの照会に対する回答(医療上必要と認められた場合に限る)
- 保険者との連携(法令に基づく場合に限る)
- 保健所との連携(法令に基づく場合に限る)
- 警察、裁判所、および弁護士からの照会に対する回答(法令に基づく場合に限る)
- 外部監査機関への監査資料の提供(法令に基づく場合に限る)
- 保険会社からの照会に対する回答(本人もしくは正当な代理人の同意がある場合に限る)
- 感染症や事故・災害など緊急を要する事態における健康障害の最小化
- 感染症法、放射線障害防止法、労働安全衛生法、学校保健安全法などの法令に基づく届出および行政上の措置
- 京都大学における学生および職員の健康管理業務の改善(そのための科学的な分析を含む)

2. 当部門(保健診療所を含む)で保有する個人由来のデータの利用目的

- 医学部および医学研究科の学生に対する教育(個人識別情報を削除して個人同定が不可能な状態にする[個人情報でなくする]場合に限る)
- 学生および職員の健康の実態把握ならびに医療・保健事業の改善を目的とした学術研究(文科省・厚労省「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に基づき、①本人もしくは正当な代理人の同意を得る、②個人識別情報を削除して個人同定が不可能な状態にする[個人情報でなくする]、または③個人同定情報と匿名データとの対応表を第三者が適切に管理し、当該研究に関する情報を通知/公開して研究繰込み拒否の機会を提供する——のいずれかの措置を講じ、かつ本学の研究倫理に関する委員会の承認を得た場合に限る)

付記

- 上記の情報利用について同意しがたい事項がある場合には、環境安全保健機構健康管理部門までお申し出ください。ただし、個人情報を利用しなければ実施できない保健サービスを利用しただけなくなります。また、個人もしくは社会の安全を確保(法律上の緊急避難もしくは安全配慮)するため、お申し出に沿えない場合があります。お申し出がない場合は、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。これらのお申し出については、いつでも撤回・変更することができます。
- 個人情報については、法律に基づき、開示、訂正、利用停止を請求していただくことができます。ただし、診療録は診療に基づいた医師の認識・判断および指示事項を記載するものであり、本人属性部分を除いて記載内容を変更することはできません。